

岩手県告示第60号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 平成21年1月16日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 岩手県大船渡市赤崎町字山口165番4、165番1及び173番の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位(D.L. +1.31メートル)における公有水面と陸地との境界線、③の地点から⑥の地点までを結ぶ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ昭和62年6月16日付け岩手県指令港第78号の免許に係わる埋立区域と公有水面との境界線(D.L. +1.30メートル)により囲まれた区域。

①の地点 四等三角点大船渡港（北緯39度03分54秒3876、東経141度43分29秒8773）から100度39分04秒1,196.93メートルの地点

②の地点 ①の地点から261度20分50秒8.53メートルの地点

③の地点 ②の地点から351度20分50秒50.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から81度20分50秒22.02メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から183度26分25秒23.08メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から91度08分23秒6.52メートルの地点

(3) 面積 887.82平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 岩手県大船渡市赤崎町字山口165番4、165番1、173番及び84番4の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑨'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 四等三角点大船渡港（北緯39度03分54秒3876、東経141度43分29秒8773）から103度05分26秒1,203.07メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から261度20分50秒60.85メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から351度20分50秒126.08メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から83度15分29秒61.09メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から128度15分59秒8.28メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から81度20分50秒31.93メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から169度40分12秒18.46メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から92度04分05秒7.98メートルの地点

⑨'の地点 ⑧'の地点から184度03分16秒32.13メートルの地点

(3) 面積 11,035.01平方メートル

5 埋立地の用途 係留施設用地